

ご意見の提出方法

ご意見につきましては、次のいずれかの方法により、期限までに提出してください。

1 提出方法

(1) 郵送による場合

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1
榛東村 健康保険課 行

(2) ファクシミリによる場合

次の番号に送信してください。
FAX番号：0279-54-8225

(3) 電子メールの場合

次のメールアドレスに送信してください。
メールアドレス：hoken@vill.shinto.gunma.jp

(4) 窓口提出の場合

役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに、健康保険課
(役場庁舎1階)に提出してください。

2 募集期限

(1) 郵送による場合

令和3年3月1日(月)まで(当日必着)

(2) ファクシミリ、電子メールによる場合

令和3年3月1日(月)まで

(3) 窓口提出による場合

令和3年3月1日(月)午後5時15分まで

3 ご意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方

(1) 村内に住所を有する方

(2) 村内に通勤、通学している方

(3) 村内に事務所、事業所を有する法人その他の団体

(4) その他この計画の策定に対して利害関係を有する方

4 その他

(1) ご提出いただくご意見につきましては、日本語に限ります。

(2) 意見提出様式に住所、氏名及び連絡先(電話番号)を必ずご記入く

ださい。

- (3) ご意見は該当箇所（ページ、番号など）を特定し、できるだけ具体的にご記入ください。

また、単に賛否の結論を示しただけのご意見や内容と直接関係のないご意見については、村の考え等を公表しない場合があります。

- (4) 提出されたご意見等について、類似のご意見が多くあった場合はまとめて公表することがあります。

- (5) 個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話や口頭でのご意見は受付けておりません。

5 問い合わせ先

榛東村 健康保険課

電話 0279-54-2211（内線141）